

パーキング・チケット発給設備管理等業務委託一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 2 月 1 4 日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

パーキング・チケット発給設備管理等業務委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

山梨県甲府警察署及びパーキング・チケット発給設備設置区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 3 年 3 月 8 日山梨県告示第 6 7 号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

3 山梨県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 5 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１９９条第１項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 10 国、地方公共団体又は法人と役務の提供業務の業歴が２年以上であり、過去２年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
- 11 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
- 12 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
- 13 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 14 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 15 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有すること。
- 16 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認

められる者を含む。)に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

17 指定公金事務取扱者として、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

18 指定公金事務取扱者として、その人的構成等に照らして、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号400-8586

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係

電話055-221-0110(代)

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年2月21日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

令和7年3月24日(月)午前9時30分

山梨県警察本部2階聴聞室

4 郵送(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限及び場所

令和7年3月18日(火)午後4時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係(郵便番号400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に必着

すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第
129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって
有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札金額の100分の5以上とし、入札前に納付する。ただし、規則第108条
の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約金額の100分の10以上とし、契約時に納付する。ただし、規則第109
条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満た
すことを証明する書類をこの公告の日から令和7年2月28日（金）までの県の休
日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに、三の1の
場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 落札の効果

本入札における落札の効果は、令和7年4月1日の令和7年度予算発効時におい
て効力を生ずるものとする。

7 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなく

なった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 詳細は、入札説明書による。